

松伏町都市公園及び都市緑地における 受動喫煙防止対策のための基本方針

令和3年12月14日

1 はじめに

改正健康増進法の施行を踏まえ、「望まない受動喫煙」の防止を図るため、町内の都市公園・都市緑地における方針を策定するものです。

2 目的

本方針は、「望まない受動喫煙」をなくすという観点から、町内の都市公園・都市緑地における受動喫煙対策について定め、これを推進することにより、町民の健康の保持増進を図り、快適で良好な施設環境の形成を促進することを目的とする。

3 定義

(1) たばこ

紙巻きたばこ、葉巻、加熱式たばこのこと。電子たばこや無煙たばこ（かみたばこ、かぎたばこ）は除く。

(2) 受動喫煙

他人の喫煙によりたばこから発生した煙や、他人の喫煙後の吐息や身体・衣服等に付着した粒子などに含まれる有害物質にさらされること。

4 基本方針

町内の都市公園・都市緑地について、一部を分煙とし、受動喫煙対策を推進するものとする。

なお、実施に当たっては、施設への掲示や広報紙、町ホームページなどで町民に周知していくものとする。

5 受動喫煙防止対策

(1) 町内の都市公園及び都市緑地の敷地内は、原則として令和4年2月1日より禁煙とする。ただし、喫煙場所を設置している場合は、その限りではない。

(2) 喫煙場所を設置している都市公園及び都市緑地については、分煙を徹底し、他の公園利用者の受動喫煙防止に努める。

(3) 公園管理者は、公園利用者に対し、受動喫煙対策の具体的措置及び趣旨について周知を図り、理解と協力を得るものとする。

6 受動喫煙防止対に対する考え方

厚生労働省で定める特定屋外喫煙所の考え方をもとに、以下の条件を満たさない公園については、喫煙場所が設置できないため禁煙とする。

(1) 園路・運動施設・休養施設から十分な距離が取れる又は植栽等で区分し、受動喫煙が十分防止できる

(2) 遊具、隣接住居から十分な距離が取れる

(3) 運動施設等のエリア外である

7 実施者

公園管理者

8 実施時期

(1) この方針は、令和4年2月1日から適用する。

(2) この方針は、施設条件や社会状況の変化などを踏まえ、適宜見直しを行う。